

令和3年7月28日  
復旧・復興まちづくりサポーター制度  
第二回連絡会議

# 堆積土砂排除事業

---

国土交通省  
都市局 都市安全課

# 堆積土砂排除事業

自然災害により市街地に多量に堆積した土砂を市町村が排除する事業（補助率1/2、他の法令により処理されるものを除く）

土砂崩落や河川はん濫等による市街地の土砂堆積被害



住民等による搬出

市町村長が指定した場所へ搬出集積された土砂



市町村による搬出※

市町村による直接排除※

※堆積土砂が放置されることが公益上重大な支障がある場合は市町村による宅地からの搬出・直接排除も可能



補助対象

市町村による排除

市町村による、搬出・集積された土砂の排除（収集・運搬・処分）  
※処分に必要な分別作業等も実施可能

▼指定集積場所での収集



▼土砂の運搬・処分



## 【事業範囲】

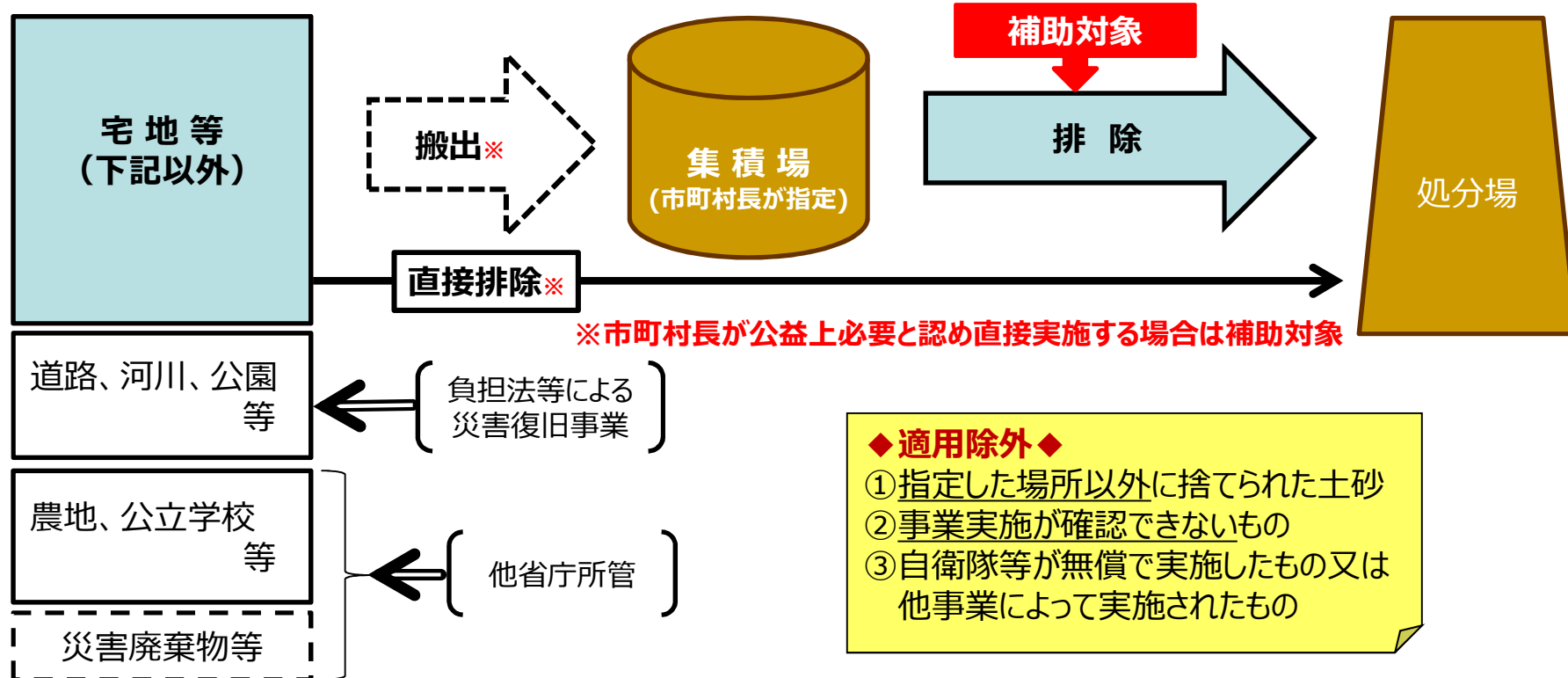
市町村の市街地※<sup>1</sup>における(a)～(c)のいずれかの場合において、市町村長が①又は②を排除する事業  
 (他の法令により処理されるものを除く) 【補助率1/2：起債充当率100%(交付税措置95%)】

- (a) 堆積土砂※<sup>2</sup>の総量が30,000m<sup>3</sup>以上
- (b) 一団をなす堆積土砂が2,000m<sup>3</sup>以上
- (c) 50m以内の間隔で連続する土砂が2,000m<sup>3</sup>以上

- ① 市町村長が指定した場所に搬出集積された堆積土砂
- ② 市町村長が公益上重大な支障があると認めて搬出集積又は直接排除された堆積土砂

※<sup>1</sup> 都市計画区域内及び同区域外の集落地 (独立した家屋が10戸以上隣接)  
 ※<sup>2</sup> 災害により発生した土砂の流入、崩壊等により堆積した異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等

## 【市街地における堆積】



## 市町村が一括撤去するスキーム

### ○宅地内

土砂混じりがれき

### ○道路等公共施設内

土砂混じりがれき



### 【財政支援】

土砂

国土交通省  
(堆積土砂排除事業)

流木

環境省  
(災害等廃棄物処理事業)

がれき

土砂等

国土交通省  
(災害復旧事業)

①宅地 ⇔ 公共施設：面積按分

②宅地内(土砂等 ⇔ がれき)：重量按分

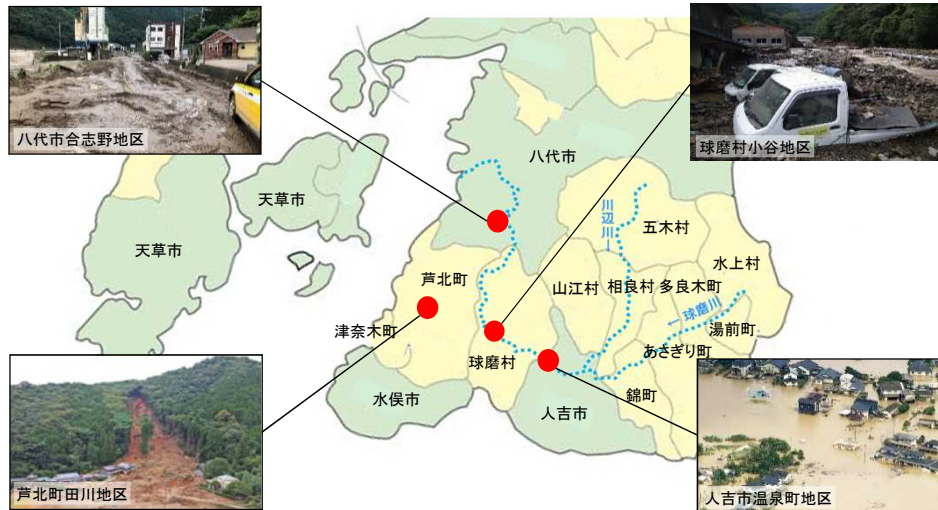


# 堆積土砂排除事業の活用事例（令和2年7月豪雨）

- 令和2年7月豪雨により、九州地方を中心に河川氾濫や土砂崩落等が発生し、宅地内やまちなかに土砂や廃棄物が大量に堆積
- 生活圏内からの土砂等の撤去は生活再建の第一歩であり、これを迅速に進めるため国土交通省と環境省が連携した一括撤去スキームの活用など技術的助言等を実施し被災自治体を支援

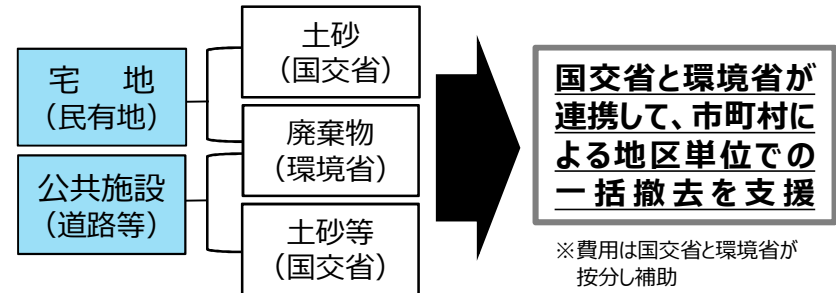
## 主な被害状況(熊本県)

- 被害が甚大であった熊本県では、多くの市町村で、大量の土砂等が堆積



## 被災自治体への支援

- 土砂、廃棄物撤去の連携



- 被災自治体への本省職員派遣による技術的支援

土砂の堆積状況の把握及び被災自治体に対し事業活用に向けた技術的助言等を実施



令和2年7月 熊本県八代市役所

## 事業活用事例

- 9市町村で堆積土砂排除事業を活用（R2.12.1現在）

県名	市町村名
岐阜県	下呂市
福岡県	大牟田市
佐賀県	嬉野市
熊本県	八代市、人吉市、天草市、芦北町、津奈木町、球磨村

※下線の6市町は、環境省と連携を実施

- 事業実施状況（熊本県八代市坂本町地区）



事業実施前



事業実施後

# 堆積土砂排除事業の近年の実績

発生年	被災原因	被災地	箇所数	査定決定額
H24	九州北部豪雨	熊本県阿蘇市 等	10	3億3千万円
H25	豪雨 等	岩手県盛岡市 等	4	3億2千万円
H26	豪雨	兵庫県丹羽市 等	3	1億2千万円
H28	台風10号	岩手県岩泉町 等	4	1億1千万円
H29	九州北部豪雨 等	福岡県朝倉市 等	2	28億5千万円
H30	H30年7月豪雨、 北海道胆振東部地震	広島県広島市 等	18	98億7千万円
R1	令和元年東日本台風 (台風19号) 等	栃木県佐野市 等	16	68億2千万円
R2	令和2年7月豪雨	熊本県人吉市 等	10	74億1千万円

国土交通省都市局

R3.5.14

## 堆積土砂排除事業の留意事項について

- 本事業の対象は、豪雨や洪水などの災害により発生した土砂、泥土、砂礫、岩石、樹木等が該当します。

※いわゆる自然由来のものが対象であり、がれきなど災害廃棄物は環境省の所管。  
 なお、環境省事業との連携によりがれき等と一括して撤去することも可能です。

- 事業の内容は

「一の市町村の区域内の市街地<sup>※1</sup>において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が、以下の（a）～（c）のいずれかで、市町村が①又は②を排除する事業

※1 市街地：都市計画区域内 及び 同区域外の人家、工場等の集落地<sup>※2</sup>

※2 集落地：独立した家屋が10戸以上隣接している場合（1戸とは、1世帯が有している倉庫、納屋等を含む）を集落地とし、集落地に存する被災戸数が10戸以上の場合に事業対象となる。

### <規模要件>

- （a）堆積土砂の総量が 30,000m<sup>3</sup> 以上
- （b）一団をなす堆積土砂が 2,000m<sup>3</sup> 以上
- （c）50m以内の間隔で連続する堆積土砂が 2,000m<sup>3</sup> 以上

※「30,000m<sup>3</sup>」「2,000m<sup>3</sup>」は、本事業が対象とするいわゆる宅地内だけの堆積土砂量ではなく、道路や農地など他の法令で処理されるものも含んだ市街地全体の堆積土砂量のことです。

したがって、市街地全体の堆積土砂量が上記規模要件を満たせば、例えば、宅地内の堆積土砂量が500m<sup>3</sup>であっても、本事業の対象となります。

### <対象要件>

- ① 市町村長が指定した場所に搬出・集積された堆積土砂
- ② 市町村長が公益上重大な支障があると認めて搬出集積又は直接排除した堆積土砂

■ 他の事業と連携した一体的な土砂等の排除が可能です

市街地に堆積した土砂等については、ガレキ等の災害廃棄物（環境省所管）が混在して堆積する場合があります。

この場合、**市町村がガレキや土砂等を一括して撤去**できます。国庫補助申請は、ガレキと土砂の重量比に応じて費用を按分し、それぞれ行います。（査定はサンプリング調査により重量按分。精算は実績により重量按分。）

■ 査定前着工が可能です

本事業は、**査定前着工が可能です。**

ただし、着工後に行う災害査定において、被災状況（堆積厚、範囲等）や事業実施状況など事実確認が出来ないと復旧費用が措置できないため、**写真等の撮影・収集、計測**等、記録の充実に努めてください。

■ 災害査定での主な確認事項（以下のポイントが確認できる資料を準備）

①市街地（都市計画区域もしくは区域外の集落地）であるか

→ 都市計画区域外においては、「10戸以上」が「隣接」する集落地か。

②事業対象となる土砂量は適切に算定されているか

→ 堆積厚から土砂量を推計する場合は、堆積範囲に対し適度なポイントで堆積厚が計測されているか（偏らないこと）。痕跡の場合は、適切な高さをとっているか。  
→ 道路や農地等、他の法令で処理されるものは控除されているか。

③堆積土砂量が規模要件を満たしているか

→（事業対象土砂量のみでは規模要件を満たさない場合には）道路や農地等に堆積した土砂も含んだ市街地全体に堆積した総量が要件を満足することを確認。  
その算定は適切に行われているか。（②と同じ観点）

④市町村長が指定した集積場であるか

→ 通知文・チラシ・回覧板・HP等により集積場として周知されているか。

⑤事業実施が確認できるか（ボランティアや他事業で実施されたものではないか）

→ 搬出運搬や分別・処分等、市町村事業であることが確認できるか（写真、伝票等）

■ 堆積土砂の推計方法について

平成30年6月29日付事務連絡「堆積土砂排除事業において堆積土砂量を推計する際の留意事項について（通知）」（都市災害復旧事業等事務必携（R3.3版）P.62）を参考にしてください。



■ 宅地内からの土砂・がれき撤去の事例ガイド

堆積土砂排除事業等をスムーズに実施いただくための参考資料として、これまでに被災した市町村の対応状況を取りまとめた**事例ガイド**も参考としてください。

事例ガイド掲載 URL : [http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi\\_tobou\\_tk\\_000029.html](http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000029.html)

■ 地方公共団体の財政負担

堆積土砂排除事業

- ①補助率：1／2（激甚災害の指定に伴い嵩上げされる場合があります。）
- ②地方負担部分に対する起債充当率100%、そのうち95%について交付税措置以上から、**地方公共団体の実質的な負担割合は2.5%**（激甚災害の指定により国費率が嵩上げされた場合は2.5%を下回る）

※過年分の起債充当率は90%となります。

## 堆積土砂排除を進める際のポイント

### ○市街地に堆積した土砂の撤去は生活再建の第一歩

土砂撤去の遅れ（ているように見えること）は社会問題化される懸念。  
速やかに生活再建するためには、生活圏内からの土砂撤去完了が当面の目標。

#### 被災者や地域に対して土砂撤去等の方針を示すことが重要。

##### <発災直後>

- ・ 宅地内に堆積した土砂等の搬出先（集積場）を速やかに指定し、市町村が回収処分することを地区内掲示、HP、行政無線等適宜の方法で周知してください。
- ・ 関連する事業（土砂と混在するガレキの処分等）も含めて、撤去作業を具体的にどう進めるか、自治体としての土砂等排除の進め方を被災者等に明確に示すことが、現場作業の混乱を避け、復旧の効率化・迅速化につながります。

##### <進捗した段階>

- ・ 出来るだけ早い段階で生活圏内からの概ねの撤去完了時期を公表するなど、進捗状況や今後の見込みを広くお知らせすることも重要です。

#### 市町村による直接排除※も積極的に活用。（※直接排除の詳細は後述）

- ・ ボランティア等の人手が不足することにより、被災宅地からの搬出作業が進まないことが想定されます。土砂が残存することが公益上の支障と判断される場合は、市町村による直接排除を積極的に活用してください。
- ・ なお、直接排除の担い手の確保が困難な場合には、他地域の建設業者も含めて確保した事例や、建設業以外の各種団体（例：森林組合、商工会等）へ委託した事例もあるので検討してください。

#### 撤去した土砂の分別作業場等は、生活圏外が望ましい。

- ・ 土砂量が多い場合やガレキ等の混入物が多い場合、分別作業から処分完了まで相当の期間を要します。
- ・ 回収した土砂等が生活圏内に残存し人目に触れる状況が長期にわたると、復旧が遅れているという印象を与えるため、分別作業場・仮置場は生活圏外に設けることが望ましいです。

## ○まちなかに堆積した土砂の排除を効率的に進めるために

### 住民等作業の負担軽減を図る。

→集積場を出来る限り被災宅地の近隣に指定する。

- ・被災宅地から集積場までの距離が短いと、被災者やボランティアが行う搬出作業の省力化が図れます。なお、集積場の指定場所・数に条件はありません。例えば、各宅地の前面道路を集積場所として指定しても構いません。

→市町村が宅地の土砂を直接排除する。

- ・堆積土砂排除事業は、市町村が行う集積場に搬出・集積された土砂の回収、処分場等への運搬や処分に要する費用への補助を基本としていますが、堆積土砂が市街地に放置されることを市町村長が「公益上重大な支障がある」と認め、市町村自ら宅地等の土砂を排除した場合も補助対象となります。
- ・「公益上重大な支障がある場合」とは、例えば、二次被害が懸念される場合や、一般の交通、消防防災活動、公衆衛生、都市施設の機能に支障をきたす場合等が挙げられ、これらに該当すると判断できれば幅広く活用できます。

### 仮置場を用意する。

- ・集積場から処分場一気に運び込めない場合、回収できない土砂が集積場に滞留し、復旧作業の妨げになります。集積場の土砂を一旦別に仮置く場所を用意し移動させ、住民等が行う集積場への搬出が常時可能になります。

## ○その他、参考資料

※以下『 』は、「都市災害復旧事業等事務必携」に掲載

### <堆積土砂量の推計方法について>

- ・『堆積土砂排除事業において堆積土砂量を推計するにあたっての留意事項』
- ・(資料-1) 事業の対象となる堆積土砂量の推計方法 (例)

### <他事業との連携（一括撤去）について>

- ・『公共土木施設及び宅地の堆積土砂等撤去の取扱について』
- ・『堆積土砂排除事業及び災害等廃棄物処理事業が連携する場合におけるの国庫補助申請に当たっての留意事項』

### <事業活用した他市町村の対応事例>

- ・(資料-2) 「宅地内からの土砂・がれき撤去の事例ガイド」(紹介)

# 堆積土砂排除事業（土砂・がれき撤去の事例ガイドの紹介）

(<https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001334502.pdf>)

## 速やかな宅地からの土砂撤去へ！！

### ～宅地内からの土砂・がれき撤去の事例ガイドの公表～

- 令和元年東日本台風をはじめ、被災地では宅地内に土砂やがれきが堆積する事例がみられたところです。こうした復旧には、多くは国土交通省で所管する「堆積土砂排除事業」を活用しています。
- 被災者の生活再建には、速やかに土砂等を撤去することが大切であるため、国土交通省が地方公共団体向けに、土砂等の排除に必要な手順とそれぞれの工夫例、知っておくべき留意事項など実務上のポイントを整理した「宅地内からの土砂・がれき撤去の事例ガイド」を作成しましたので公表します。
- 併せて、地方公共団体に対し、このガイド等を活用して、被災時には迅速に土砂等の撤去を進められるよう、事務に精通した職員の育成等に努められるよう通知しました。

#### <策定方法>

国土交通省が、令和元年東日本台風や平成30年7月豪雨で土砂・がれき等の撤去に携わった市町村からのヒアリングやアンケート等をもとに、従前の事例ガイドを大幅修正し作成。

#### ○事例ガイドのポイント

1. 被災直後から土砂等の撤去作業の実施までに必要となる手順毎に、起こりうる13項目の疑問点について、対処の方法を事例をもとに解説。（第Ⅰ部）
2. 被災した地方公共団体へのアンケートにより、土砂等の撤去について、平時から事前に準備しておくことや個人の宅地の土砂撤去に関しても行政が積極的に支援していくことの必要性が分かったこと。（第Ⅱ部）
3. 今回の被災で国土交通省に多く寄せられた質問事項について、Q&Aの形で情報共有を図ったこと。（第Ⅱ部）

#### <添付資料>

・宅地内からの土砂・がれき撤去の事例ガイド

※掲載HPアドレス：[http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi\\_tobou\\_tk\\_000029.html](http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000029.html)

#### <問い合わせ先>

国土交通省 都市局 都市安全課 木村、鶴田  
電話 03-5253-8111（内線：32352、32353）  
直通 03-5253-8402 FAX 03-5253-1587

## 宅地内からの土砂・がれき撤去の事例ガイド

～令和元年東日本台風、平成30年7月豪雨をうけて～

令和2年3月

## 目次

○はじめに	2
○令和元年東日本台風（台風19号）による被害	3
○平成30年7月豪雨による被害	4
○第Ⅰ部（事例）	
①まず、何をしたらよいか分からない	5
②被災状況の把握（情報収集）はどうやって行えばよいか	8
③担当部署の決定はどうやって行えばよいか	9
④民有地内の土砂排除方針の決定はどうやって行えばよいか	11
⑤土砂等の仮置き場を確保するためにはどうすればよいか	15
⑥土砂排除にあたって、省庁別の事業の住み分けをどう考えて行えばよいか	17
⑦民有地の土砂を市町村で撤去することにしたが、どのようなやり方があるか	19
⑧ボランティアとの調整はどうすればよいか	20
⑨（遠隔地の）民有地所有者から土砂撤去の了解を取り付けるにはどうすればよいか	21
⑩決定した土砂撤去方針を市民にどうやって周知すればよいか	22
⑪撤去業者を確保するためにはどうすればよいか	27
⑫交通渋滞により堆積土砂運搬に支障を来した場合の工夫は	28
⑬国の支援制度はあるのか	30
○第Ⅱ部	
・「土砂撤去」についての市町村アンケート集計結果	44
・堆積土砂排除事業の活用に関する質疑応答	48

## 堆積土砂排除事業の活用に関する質疑応答

### 【堆積土砂排除事業】

1 「堆積土砂排除事業」とはどのような事業か。

### 【堆積土砂】

- 2 本事業の対象となる「堆積土砂」とは何か。
- 3 家屋内に堆積した土砂は本事業の対象となるか。
- 4 私道に堆積した土砂は本事業の対象となるか。

### 【地域要件】

5 本事業の対象となる地域はどこか。(地域要件)

### 【規模要件】

6 本事業の要件である「堆積土砂の総量 30,000 m<sup>3</sup>以上」や「一団をなす堆積土砂が 2,000 m<sup>3</sup>以上」、「50m以内の間隔で連続する堆積土砂が 2,000 m<sup>3</sup>以上」における堆積土砂量の取り扱い如何。(規模要件)

### 【対象経費】

- 7 本事業において対象となる経費は何か。
- 8 「公益上重大な支障がある」とは、どのような場合か。
- 9 本事業の適用除外となるものは何か。

### 【災害査定】

- 10 本事業の事業費の決定はどのように行われるのか。
- 11 本事業の災害査定で確認される事項及びその留意点は何か。
- 12 本事業の対象となる堆積土砂量は、どのように推計するのか。
- 13 災害査定が行われる前に堆積した土砂を市町村が撤去する、いわゆる「査定前着工」は可能か。

### 【その他】

- 14 宅地に堆積した土砂について、速やかに撤去されるよう個人の作業負担を軽減するための手法は何か。
- 15 本事業を活用する際の市の財政負担はどの程度か。

### 【災害等廃棄物処理事業との連携】

- 16 環境省所管「災害等廃棄物処理事業」とはどのような事業か。
- 17 本事業と「災害等廃棄物処理事業」との主な相違点は何か。
- 18 本事業と「災害等廃棄物処理事業」等との連携(連携スキーム)とは何か。
- 19 連携スキームを活用する際の留意点は何か。
- 20 連携スキームを活用する場合の災害査定はどのように行われるのか。

### 【堆積土砂排除事業】

1 「堆積土砂排除事業」とはどのような事業か。

「堆積土砂排除事業」とは、災害により宅地等に堆積した土砂を、市町村が運搬処分する際にかかった経費を国が補助する事業である。具体の事業範囲は以下のとおりである。

#### <事業範囲>

一の市町村の区域内の市街地において、災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が、以下の(a)～(c)のいずれかの場合で、市町村が以下の①又は②を排除する事業(他の法令により処理されるものは除く)

#### (規模要件)

- (a) 堆積土砂の総量 30,000 m<sup>3</sup>以上
- (b) 一団をなす堆積土砂が 2,000 m<sup>3</sup>以上
- (c) 50m以内の間隔で連続する堆積土砂が 2,000 m<sup>3</sup>以上

#### (対象となる土砂)

- ① 市町村長が指定した場所に搬出集積された堆積土砂
- ② 市町村長が公益上重大な支障があると認めて搬出集積又は直接排除された堆積土砂

### 【堆積土砂】

2 本事業の対象となる「堆積土砂」とは何か。

豪雨や洪水などの災害により発生した土砂の流入、崩壊等により堆積した異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等をいう。この土砂とは、いわゆる自然由来のものであり、倒壊家屋やがれきなどの災害廃棄物は対象とならない。

3 家屋内に堆積した土砂は本事業の対象となるか。

床下など家屋内に流入・堆積した土砂についても、本事業の対象となる。  
なお、査定時に家屋内に堆積した土量が確認できるよう写真により記録を保存しておく必要がある。

4 私道に堆積した土砂は本事業の対象となるか。

本事業の対象となるが、他の法令により処理される場合は除かれる。  
なお、本事業は堆積土砂を排除するものであり、たとえ私道の路面などが被災していたとしても被災個所の復旧は対象とならない。



#### 【地域要件】

##### 5 本事業の対象となる地域はどこか。(地域要件)

本事業の対象となる地域は「市街地」であり、その「市街地」の定義は、都市計画区域内及び同区域外の人家、工場等の集落地をいう。

「同区域外の人家、工場等の集落地」の集落地とは、独立した家屋が10戸以上隣接している場合(1戸とは1世帯が有している倉庫、納屋等を含む)をいう。

つまり、都市計画区域外においては、被災戸数が「10戸以上」であり、その「10戸以上」が隣接している場合に、本事業の対象となる。

なお、都市計画区域外を本事業の対象とする場合には、事前に国土交通省に相談されたい。

#### 【規模要件】

##### 6 本事業の要件である「堆積土砂の総量30,000㎡以上」や「一団をなす堆積土砂が2,000㎡以上」、「50m以内の間隔で連続する堆積土砂が2,000㎡以上」における堆積土砂量の取り扱い如何。(規模要件)

本事業の要件となる堆積土砂量30,000㎡、2,000㎡とは、本事業で撤去対象となる、いわゆる宅地内の堆積土砂量だけでなく、本事業の対象外となる他の補助制度等により処理されるもの(道路、河川、農地等)も含めた堆積土砂量である。

つまり、宅地内の堆積土砂量が30,000㎡、2,000㎡を下回っていても、当該要件を満たせば本事業の対象となる。詳細は、以下のとおりである。

##### (1) 「堆積土砂の総量30,000㎡以上」

市街地内に30,000㎡以上の堆積土砂が総量としてあればよい。この場合、堆積土砂が宅地内の土量のみで30,000㎡以上存する必要はなく、他の法令等により処理されるものも含め、いわゆる市街地内総量として30,000㎡以上あれば補助対象となる。

従って、本事業の対象としての宅地内の土量が、例えば1,000㎡でも補助対象となる。

##### (2) 「一団をなす堆積土砂が2,000㎡以上」

市街地全体では30,000㎡以上はないが、例えばA地区に2,000㎡以上の一団をなす堆積土砂があれば、当該地区のみが補助対象となる。

A地区からさらに100m離れてB地区に2,000㎡以上の一団をなす堆積土砂があれば、同様に、B地区として補助対象となる。

この場合においても、(1)と同様、他の法令等により処理されるものを含め2,000㎡以上の一団をなす堆積土砂があればよく、本事業の対象としての宅地内の土量が、例えば1,200㎡でも補助対象となる。

##### (3) 「50m以内の間隔で連続する堆積土砂が2,000㎡以上」

一団をなす堆積土砂量は2,000㎡以下であるが、A地区に500㎡存し、更に10mは離れたB地区に300㎡存し、更に18m離れたC地区に800㎡存し、更に14m離れたD地区に600㎡あれば、A～D地区で合計2,400㎡あるので補助対象となる。

この場合においても、(1)と同様、他の法令等により処理されるものを含め2,000㎡以上の一団をなす堆積土砂があればよく、本事業の対象としての宅地内の土量が、例えば900㎡でも補助対象となる。

#### 【対象経費】

##### 7 本事業において対象となる経費は何か。

市町村が、以下に該当する堆積土砂を排除する事業にかかった費用である。

##### (1) 都市計画区域内

都市計画区域内にあつては、都市施設(街路、公園、下水道等)に堆積したもの及び他の法令により処理されるもの(例:道路、河川、公立学校、農地、港湾施設、公営住宅等に堆積し、他の災害復旧事業で処理されるもの)を除く、一般の宅地内等に堆積した土砂について、市町村長が指定する場所まで、個人、法人、その他(ボランティア、消防団、自衛隊等)が搬出集積したものを、市町村が運搬・処分等した際にかかった費用。

##### (2) 都市計画区域外

都市計画区域外にあつては、市街地(人家、工場等の集落地)に堆積したもののうち、他の法令により処理されるもの(上記(1)と同様)を除く、一般の宅地内等に堆積したものを(1)の方法により市町村が運搬・処分等した際にかかった費用。

##### (3) 直接排除

市町村長が、堆積土砂を放置することが公益上重大な支障があると認めた場合は、宅地内から直接排除、運搬・処分等した際にかかった費用。

##### 8 「公益上重大な支障がある」とは、どのような場合か。

本事業は、被災者等が指定された集積場まで搬出・集積した土砂を、市町村が処分場まで運搬・処分することを基本としているが、被災地に堆積土砂を放置することが「公益上重大な支障がある」と認められる場合には、市町村が自ら直接土砂を搬出(直接排除)することが可能である。

このときの「公益上重大な支障がある」場合とは、例えば、二次災害が懸念される場合や、一般の交通、消防防災活動、公衆衛生、都市施設の機能に支障をきたす場合等が挙げられる。

##### 9 本事業の適用除外となるものは何か。

本事業の適用除外となる主なものは以下の通りである。

##### (1) 市町村長が指定した場所以外に捨てた土砂にかかるもの

- (2) 事業の実施が確認できないもの
- (3) 自衛隊、地元、ボランティア等が無償で実施したもの又は失業対策事業その他の事業によって実施したもの
- (4) 他の法令により処理される土砂（例：道路、河川、公立学校、農地、港湾施設、公営住宅等に堆積し、他の災害復旧事業で処理される土砂）

災害査定時に適用対象外とならないように、公報やホームページ等で必ず集積場を速やかに指定する、事業実施が確認できるように被災状況や堆積厚の写真等を保存しておくなど注意が必要である。

#### 【災害査定】

##### 10 本事業の事業費の決定はどのように行われるのか。

本事業は、都市災害復旧事業であり、災害査定により決定される。

具体には、市町村長から国土交通大臣宛てに申請された国庫補助申請書に基づき、本事業を担当する査定官（国土交通本省または地方整備局等）及び立会官（財務省地方財務局）が、申請者（市町村）から被災現場等で被災状況、復旧工法等の説明を受け、被災の事実・採択要件等を確認し工事費等を決定することとなる。

##### 11 本事業の災害査定で確認される事項及びその留意点は何か。

災害査定で確認される事項及びその留意点は以下の通りである。

#### (1) 災害査定での主な確認事項

- ① 堆積した土量が要件を満たしているか
- ② 査定申請した排除土量が確認できるか
- ③ 市町村長が指定した集積場であることが確認できるか

#### (2) 対応する上での留意点

##### ①の対応

- ア) 堆積したエリアの状況が判断できる写真（規模感をつたえるため）
- イ) 土量算出のための堆積厚を計測した状況写真  
堆積範囲に対し適度なポイントで計測を実施すること（偏らないこと）  
すでに撤去した場合は、壁等に残っている堆積の跡を計測した写真

##### ②の対応

- ウ) 上記イ) 同様
- エ) 運搬したダンプ台数が証明できるもの
- オ) 運搬状況の写真
- カ) 仮置した土量の計測（申請に必要な土量となっているか）

#### ③の対応

- キ) 市町村長が集積場として指定したことが証明できる事務連絡や通知文（回覧板などに付けているビラ等）

##### 12 本事業の対象となる堆積土砂量は、どのように推計するのか。

本事業の対象となる堆積土砂量について、推計を行う場合の基本となる手法は以下の2通りである。

これによらない推計を行う場合には、事前に国土交通省と協議を行う必要がある。（災害査定を円滑に行うためにも、いずれの手法で推計を行う場合でも、まずは、事前に国土交通省に推計手法を相談されたい。）

#### (1) 土砂が宅地にある場合

土砂が宅地に残存し、集積場所において対象となる堆積土砂の全量を把握できない場合

- ① 地区毎に数か所の宅地の堆積厚を測定し、地区毎の平均堆積厚を算出（地区の面積に応じて、最低3～5か所程度は測定すること）
- ② ①で得られた地区毎の平均堆積厚に、当該地区の宅地面積を乗じることにより、地区毎の宅地堆積土量を算出（宅地面積には、道路、農地、公園等を除くこと）
- ③ ②で得られた地区毎の宅地堆積土量を合計し、本事業の対象となる堆積土量とする

#### (2) 土砂が集積場所にある場合

土砂が既に搬出され、集積場所において対象となる堆積土量の全量を把握することができる場合

- ① 集積された土量の測定から土砂量を算出
- ② ①で得られた土砂量を、当該集積場所へ搬出することとなる各地区の面積比で案分し、地区別の土砂量を算出
- ③ ②で得られた地区別土砂量に当該地区の宅地率（土地利用面積全体における宅地の割合）を乗じることにより、地区毎の宅地堆積土量を算出
- ④ ③で得られた地区毎の宅地堆積土量を合計し、本事業の対象となる堆積土砂量とする

※平成30年6月29日付事務連絡「堆積土砂排除事業において堆積土砂量を推計する際の留意事項について（通知）」も参考にされたい。

##### 13 災害査定が行われる前に堆積した土砂を市町村が撤去する、いわゆる「査定前着工」は可能か。

本事業は査定前着工が可能であり、速やかな復旧のためにも積極的に活用されたい。ただし、査定時には採択要件である堆積土量等を確認することとなるので、土砂撤去

後においても土量等が確認できるよう写真により堆積状況（厚さ、範囲等）の記録を保存しておく必要がある。

なお、本事業の適正かつ迅速な実施を図るためにも、事前着工するには、国土交通省と事前打合せを行うことが望ましい。

#### 【その他】

14 宅地に堆積した土砂について、速やかに撤去されるよう個人の作業負担を軽減するための手法は何か。

宅地に堆積した土砂の撤去について、例えば以下の方法により個人の作業負担を軽減することができる。

##### (1) 集積場を各戸前の道路に指定する

集積場を各戸の門前の道路脇に指定することで、個人が宅地から集積場まで土砂を運搬する手間を省くことが可能となる。

指定する際には、広報誌や回覧板、HP掲載等により実施することとなる。

##### (2) 市町村が宅地内の土砂を直接排除する

市町村自らが、宅地内から堆積した土砂を直接搬出（直接排除）する。（公益上重大な支障があると認められる場合）

##### (3) 土のう袋を配布する

土砂を搬出するための土のう袋を無料配布することにより、個人が土砂を搬出しやすくする。併せて、市町村においても集積された土砂を排除しやすくなる。（土のう袋は補助対象外）

15 本事業を活用する際の市町村の財政負担はどの程度か。

本事業の補助率は、1/2（激甚災害指定に伴い嵩上げとなる場合あり）。

残りの市町村負担分1/2については、起債充当率100%、そのうち95%を基準財政需要額に算入（普通交付税により措置）される。

つまり、本事業を活用した際の市町村の実質的負担は2.5%となる。（市町村の財政状況により異なる）

#### 【災害等廃棄物処理事業との連携】

16 環境省所管「災害等廃棄物処理事業」とはどのような事業か。

地震、台風等の被災等に伴い、市町村が実施する災害等廃棄物の処理にかかる費用について、国（環境省）が補助を行う事業である。

17 本事業と「災害等廃棄物処理事業」との主な相違点は何か。

本事業で排除が可能なものは、豪雨や洪水などの災害により発生した土砂の流入、崩

壊等により堆積した異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等の、いわゆる自然由来のものが対象となっている。

一方で、災害等廃棄物処理事業は、主に災害等による倒壊家屋やがれきなどの災害廃棄物が対象となっている。

18 本事業と「災害等廃棄物処理事業」等との連携（連携スキーム）とは何か。

連携スキームとは、災害により宅地に土砂とがれきが混ざり合った状態で堆積している場合において、本事業の対象となる土砂と災害等廃棄物処理事業の対象となるがれきに分別することなく、まずは土砂・がれきを一括で撤去し、事後的に、重量に応じて費用を案分したうえでそれぞれ補助申請することである。

これにより、土砂とがれきに契約・業者等を分けることなく、一括発注で撤去を行うことができ、速やかに宅地から土砂・がれきを撤去することが可能となる。

連携スキームを活用する場合には、市町村の事務負担を軽減するために、申請のワンストップ化（国土省又は環境省いずれかに申請）や両事業に共用する申請書類の簡素化が可能である。

なお、道路等公共土木施設内の土砂撤去（公共土木施設災害復旧事業）についても、本事業や災害等廃棄物処理事業と併せて実施することができる。

19 連携スキームを活用する際の留意点は何か。

主な留意点は以下の通りである。

##### (1) 査定時の費用の按分

連携スキームを活用する場合に、土砂とがれきの重量比にて費用の按分を行う必要があるが、事業実施段階においては最終的な重量比が出ていないため、サンプル等を用いた重量比にて費用を按分し査定設計書を作成する必要がある。

##### (2) 必要となる仮設備

土砂とがれきの分別を行う仮置き場等において、敷鉄板や仮囲い、分別機械等が必要となる場合、その経費が補助対象となるかどうかは、必要性の整理を頂き事前に個別に相談されたい。

##### (3) 積み替え場所としての仮置き場

集積場所から分別の為の仮置き場、処分場までの運搬において、別途その道中に積み替えのための仮置き場を設ける必要がある場合は、そのための経費が補助対象となるかどうかは、その積み替え場所としての仮置き場の必要性の整理を頂き個別に相談されたい。

20 連携スキームを活用する場合の災害査定はどのように行われるのか。

災害査定は、国土交通省、環境省の両査定官により、財務省係官（立会官）が立ち合いの上、原則、一括して（3者が一堂に会して）、現地（実地及び机上）にて行うこととなる。